

枚方京田辺環境施設組合監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年2月2日

枚方京田辺環境施設組合

監査委員 分林義一

監査委員 峰 賢一

## 1. 監査の対象

### (1) 対象

枚方京田辺環境施設組合事務局

### (2) 対象事務

令和7年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査実施日

令和7年12月23日（火）

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

#### ○議案書類の数値誤記載について

枚方京田辺環境施設組合議会へ提出された令和7年度当初予算案において、数値の誤記載が判明した。当該予算案についてはすでに議決され、予算執行上、誤記載に伴う影響はなかったものの、議決案件において数値等の誤記載により、当組合の信用失墜や重大な損害を生じさせる場合もあることから、議会提出議案については、数値や文言等に誤りがないよう、慎重かつ細心の注意を払わなければならない。今後、同様の事象が発生することのないよう、地方自治法をはじめとした法令等を十分理解した上で、慎重かつ細心の注意を持って書類作成を行うよう要望する。

#### ○適切な事務引き継ぎの履行について

建設工事も予定通りの工程に基づき進捗しているが、新施設竣工に伴う施設運営に支障が発生しないよう、膨大な関連書類の適切な整理など、円滑に事務、書類の引き継ぎを行うよう要望する。また、新施設の本格稼働に伴い、新たな事務も発生することとなるが、万全の体制を整えるなど、円滑な施設運営に努めるよう要望する。